

タックスハイブン対策税制の課税処分 日産自動車が逆転敗訴（最高裁判決）

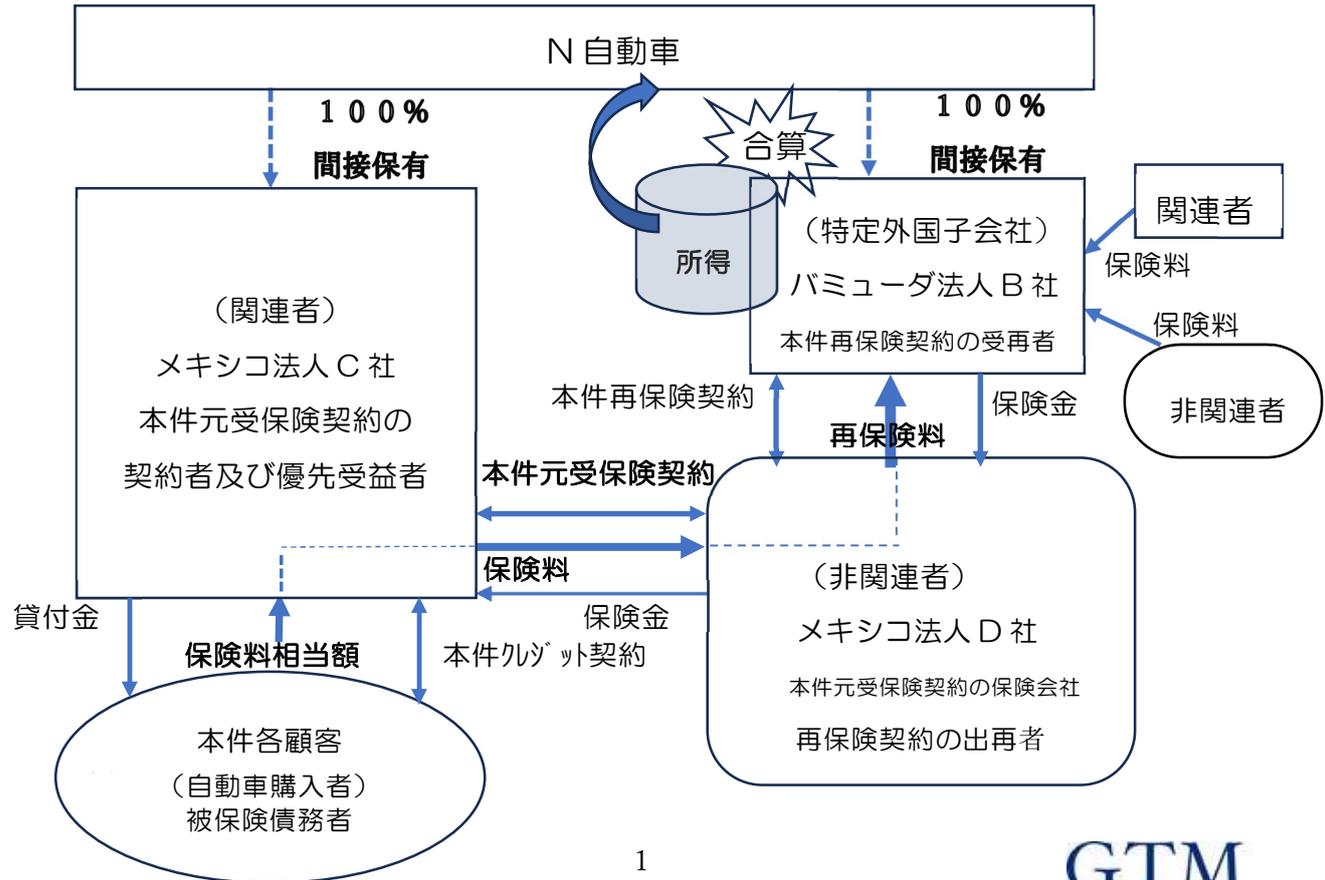
最高裁で高裁の判決を棄却

令和6年7月18日、最高裁は東京国税局が更正処分した「タックスハイブン対策税制」（改正前の租税特別措置法68条の90、以下、CFC税制といいます）の適用に関する事案において、課税処分を取り消した高裁判決を破棄し、更正処分は適法であるとの判断を示しました。これで納税者側は敗訴確定となりました。

そもそもCFC税制とは

CFC税制は、日本国外の特定の法人（Controlled Foreign Company、略してCFC）に関する所得を、その法人の株主である日本の居住者及び内国法人に課税することを目的としています。租税の負担が著しく低い国又は地域にある外国法人で、わが国の内国法人又は居住者により株式等の保有を通じて支配されている一定の海外子会社（特定外国子会社といいます）の留保所得を、その内国法人・居住者の持ち分に応じてその所得に合算し課税するというものです。ただし、特定外国子会社が、所在地国において独立企業として実体を備え、かつ、それぞれの業態に応じその他において事業活動を行うことに十分な経済合理性があると認められる場合は適用除外とされ、CFC税制の適用はありません。

本件の概要図



- バミューダ法人 B 社は、英領バミューダ諸島に設立された法人で、保険会社として登記され、日産自動車（以下、N 自動車）の間接 100%保有の会社であり、特定外国子会社に該当します。特定外国子会社とは、税率 20%未満の国に設立され、その会社の株主の 50%超が日本の居住者及び内国法人等により保有されている会社のことをいい、英領バミューダ諸島には、法人税に相当する税が存在しません。この特定外国子会社は、後述する「適用除外要件」の一つである「非関連者基準」を満たさなければ、N 自動車は自社の利益とその特定外国子会社の利益を合算して申告する必要があります。
- メキシコにある C 社は金融業を営む会社であり、N 自動車は C 社の株式を間接 100%保有していることから、N 自動車と特殊の関係にある法人として関連者に該当します。
- メキシコにある D 社は、保険業を営んでおり N 自動車との間には資本関係がなく非関連者に該当します。

本件保険料取引の概要

1 C 社と D 社の取引の概要

- ① N 自動車の車を割賦で購入しようとする顧客は、C 社が購入資金を貸し付けるクレジット契約を締結し、C 社は顧客に車購入資金を貸付ます。なおこのクレジット契約には、次の定めがありました。
 - 顧客が C 社を最優先の受益者として指定して、本件クレジット債権の未償還残高等を保障する生命保険契約を締結する必要があります。
 - 顧客が当該生命保険契約を締結しない場合には、C 社は所定の保険契約を締結し、これに顧客を加入させることができた。顧客はこの契約に係る費用を支払う義務があった。
- ② C 社と D 社との間では、「元受保険契約」が締結されており、C 社は、顧客からこの元受保険契約の保険料に相当する金額を徴収し、D 社に支払っていました。この元受契約には次の定めがありました。
 - C 社を優先受益者に指定し、この指定は取り消すことができない。
 - D 社は、顧客の「死亡等」の保険事故が発生すると、本件クレジット債権の未償還残高に相当する保険金を C 社に支払う。

2 D 社と B 社の取引の概要

D 社と B 社との間では、D 社が「元受契約」において引き受ける全保険リスクの 70%を B 社に対して再保険し、B 社が同リスクを引き受けることを内容とする「再保険契約」を締結しています。この契約により、D 社は B 社に再保険料を支払い、顧客で「死亡等」の保険事故が発生した場合、B 社は D 社に保険金を支払うこととなります。

争点となった非関連者基準とは

特定外国子会社（B 社）の主たる事業が保険業である場合には、全体の保険料収入の合計額に対して、非関連者からの収入の合計額の占める割合が 50%を超える場合には非関連者基準を満たすことになり、CFC 税制は適用されません。ところで B 社の保険料収入は、D 社からの再保険料収入を非関連者からの保険料収入としており、全体の保険料収入のうち非関連者からの収入が 50%を超えているとして、この適用除外要件に該当すると考えて CFC 税制を適用していま

せんでした。しかし、D社からの再保険料収入を関連者からの保険料収入とすると50%を超えないため非関連者基準を満たさないことになります。

$$\frac{\text{非関連者からの保険料収入}}{\text{全体の保険料収入}} > 50\%$$

ただし、収入が再保険料の場合は法令により、上記算式の分子の「当該収入保険料で非関連者から収入するもの」については、「当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、非関連者が有する資産又は非関連者が負う損害賠償責任の保険を目的とする保険に係る収入保険料に限る」とされて限定されています。今回の訴訟は、この下線部の解釈が争点となりました。

N 自動車の主張について

本件の元受契約は、非関連者である各顧客の生命、身体等を保険の目的とする保険であるから、法令の「非関連者が有する資産又は非関連者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る保険料」に該当するとして、D社からの保険料収入を「非関連者からの収入」として、保険料収入の合計額に占める非保険者からの保険料収入の割合を計算したところ50%を超えるため、非関連者基準の適用除外要件を満たすとしてCFC税制の適用はない、と主張していました。

東京国税局の更正処分内容

東京国税局は、バミューダ法人B社が非関連者である保険会社のD社との間で締結した再保険契約に係る収入保険料は、「非関連者が有する資産又は非関連者が負う損害賠償責任の保険を目的とする保険に係る収入保険料」に該当せず、非関連者基準を満たさないとして、約50億円の合算課税をしました。法令でいうところの「保険の目的」とは、関連者であるC社の有するクレジット債権を保険の目的とする保険である、というのが処分の理由となっていました。N自動車は、この処分に対し不服であるとして東京地裁に訴えました。

1 審・2 審の裁判所の判断について

訴訟の争点は、本件の元受保険契約が、関連者であるC社のクレジット債権を保険の目的とする保険に該当するのか、非関連者である顧客の生命、身体等に対する危険負担を担保する保険に該当するのかについてでした。

1審の東京地裁は、「保険の目的」は、保険事故が生じた際に保険契約に基づき保険金の支払を受けることにより保障、填補を得ようとする対象のことをいう、と判断し、本件の元受保険契約は、本件クレジット債権が回収不能となることに伴いC社に生じる経済的不利益を填補することを内容とするものであり、そうすると、本件元受保険契約に基づき保険金の支払を受けることにより保障、填補を得ようと

する対象は、C社が有する本件クレジット債権であると解するのが相当であると
し、東京国税局の処分を支持しました。

ところで2審の東京高裁では、東京地裁の裁決を取り消し、N自動車の主張を認
める判決を下しました。

その要旨は、法令の「非関連者が有する資産又は非関連者が負う損害賠償責任の
保険を目的とする保険」とは、非関連者の資産等に対する保険危険を担保する保険
をいうものと判示し、C社が顧客から保険料相当額の金額を徴収してD社に支払う
こととされているので、保険料の実質的負担者は顧客本人であるとし、すな
わち、非関連者である顧客がその生命、身体等に係る危険を担保することの対価と
して保険料を支払い、顧客の死亡等の事由が生じた場合に保険金が支払われる仕組
みになっているので、本件元受保険契約は、非関連者である顧客が有する生命、身
体等に対する保険危険を担保する保険であるというべきであるとし、法令の「非関
連者が有する資産・・・を保険の目的とする保険」について、本件再保険契約に係
る収入保険料は、「非関連者が有する資産又は非関連者が負う損害賠償責任の保険
を目的とする保険に係る収入保険料」に当たると結論付けました。

これは、東京国税局の更正処分及び1審の判断が、「保険の目的」を関連者であ
るC社のクレジット債権であるとしたのに対し、2審の判断では、非関連者であ
る顧客が有する生命等を保険の目的としたこととなります。

最高裁の判断について

最高裁は、法令でいうところの「非関連者が有する資産又は非関連者が負う損
害賠償責任の保険を目的とする保険」とは、非関連者の資産又は損害賠償責任に
係る経済的不利益を担保する保険をいうものと解釈すべきとしました。

そのうえで、これを次の事実関係に当てはめて判断しました。

- C社は、本件クレジット債権を締結した顧客が所定の保険契約を締結しない
場合には、本件元受契約に顧客を加入させ、顧客から本件クレジット債権の残
高に応じて定められる本件元受保険契約の保険料に相当する金額を徴収して
D社に支払っていたこと。
- 本件元受保険契約においては、C社が優先受益者に指定され、取り消すこと
ができないとともに、保険事故が生じた場合には、本件クレジット債権の未償
却残高に相当する保険給付を受けることができたこと。

以上の事実関係から、本件再保険に係る保険は、B社に係る関連者であるC
社が有するクレジット債権に係る経済的不利益を担保するものであるというこ
とができるとし、法令でいうところの「非関連者が有する資産又は非関連者が
負う損害賠償責任の保険を目的とする保険」には当たらないとして、非関連者
基準を満たさないとしました。結果的に、1審の判決を支持したことになります。

平成29年度改正によるCFC税制の留意すべき事項

平成29年度改正前では、外国子会社の租税負担率が20%以上であればCFC
税制の適用対象外となっていました。また、20%未満の場合、①適用除外基準を
満たせば、全部合算課税が免除され、資産運用的所得（配当、利子など）に対して
のみ部分合算課税となり、適用場外基準が満たさなければ、原則としてすべての所
得に対して合算課税となっていました。

しかし改正後は、次のようになりました。

- 1 経済活動基準（旧適用除外基準）を満たせば、部分合算課税制度の対象になり、一定の受動的所得（注）に対して合算課税となります。

（注）改正前の資産運用的所得が受動的所得と定義が変わり、その所得の範囲が広がりました。例えば、デリバティブ取引に係る損益、外国為替損益、無形資産等の譲渡損益が含まれることになりました。

- 2 経済活動基準をみたさなければ、全部合算課税制度の対象となり、原則として、すべての所得に対して合算課税となります。

※ 上記1及び2のいずれにおいても租税負担割合が20%以上の場合、合算課税は免除されます。

- 3 ペーパーカンパニー、受動的所得が一定割合を超える会社又はブラックリスト国所在会社に該当すれば、特定の外国関係会社に対する全部合算課税の対象になり、原則として、すべての所得に対して合算課税。

※ 租税負担割合が30%以上の場合、合算課税免除となります。

また、改正前の適用除外基準でも適用除外を受けるための要件として、確定申告書への書面添付要件及び資料等の保存義務がありました。改正により、外国関係会社が経済活動基準（旧適用除外基準）を満たすことを明らかにする書類等の提示又は提出がないときには、経済活動基準を満たさないものと推定する、といった従前より厳しい内容となっています。

GTM では税務調査の立会サービスを行っています

GTM 税理士法人では、長年にわたり国税局調査部等で調査事務を経験した国税 OB が所属しており、一般的な税務調査だけでなく、国際税務に特化した高度な専門性の高い調査への対応策もアドバイスさせていただきます。また、突然の調査が入った場合でも、迅速に国際税務に関する調査に対応することができます。いつでもお気軽にお問い合わせください。スピーディーかつ的確な対応を提供いたします。

税務調査の立会、移転価格調査及び海外子会社合算税制にお悩みがございましたら GTM 税理士法人の国際税務担当までご連絡ください。

国際税務担当税理士 竹内 之真

電話：03-3242-0301